

管内放送事業者への法令等説明会を開催

- ▶ 四国総合通信局では、令和7年4月24日（木）、当局会議室において、管内コミュニティ放送事業者全8社を対象に再免許申請を含む電波法令等の手続きの他、補助事業や臨時災害放送局設備の貸出し手順等の説明会を開催しました。
- ▶ 説明会に併せて、今治コミュニティ放送株式会社 黒田社長から、今春発生した今治市林野火災における災害・交通・ボランティア情報等の放送を実施した際の講話や当局の電波監視施設を見学しました。

説明会の模様



臨時災害放送設備の説明

臨時災害放送局とは、災害が発生した場合に、地方公共団体等が住民への情報伝達手段として、臨時かつ一時の目的のために免許申請等の手続き後に開設することができるFMラジオ放送であり、地域ごとの災害情報を提供することで被害の軽減や被災者の生活支援に役立てることができます。



電波監視施設の説明

当局において電波の監視・規正、混信・技術調査を担当する監視調査課からの説明の様様



四国総合通信局では、放送事業者が地域に密着したきめ細かな情報や、非常災害時においても被害情報を地域住民に的確に提供できるよう、引き続き、放送ネットワークの整備支援に取り組んでまいります。

<参考> 四国総合通信局の非常災害時の通信確保支援について
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/saigaitusushin/index.html>
または「四国総合通信局、防災対策」で検索

【お問い合わせ先】 四国総合通信局 放送課 TEL 089-936-5037